

## 性別記載のある証書・証明書等の確認について【回答結果】

No.	部(局)	課(室)	性別記載のある証書・証明書等	性別記載削除ができない理由(根拠法令等含む)	備考(担当課の意見等)			
1	生活環境部	環境課	改葬許可書	墓地、埋葬等に関する法律(施行規則含む)	あくまで申請に基づく性別記載(例:不詳)であることから、厳密に性別を確認することは不可能。			
2			火葬許可書					
3			埋蔵品証明書			性別記載削除可能		
4		市民課	住民票の写し	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。(住民基本台帳法)	性別を省略して発行できる「住民票記載事項証明書」で対応可能。			
5			戸籍証明書(附票、身分証明書等除く)	法的に氏名、生年月日、性別(続柄等)が必須なため省略することは不可能。(戸籍法)	続柄を省略して発行できる「戸籍の一部事項証明書」で対応可能。			
6			印鑑登録証明書	現在の条例では氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することはできない。(石巻市印鑑条例、印鑑登録証明事務処理要領)	印鑑登録事務は自治事務であり、根拠は市町村の条例のため、条例改正により性別記載削除が対応可能。			
7			死体(死胎)埋火葬許可証等	法的に氏名、生年月日、性別、住所、本籍等が必須なため省略することは不可能。(墓地埋葬等に関する法律施行規則)				
8			転出証明書	法的に氏名、生年月日、性別等が必須なため省略することは不可能。(住民基本台帳法)				
9			署名用電子証明書	法的に氏名、生年月日、性別が必須なため省略することは不可能。(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条)				
10	選挙管理委員会事務局	投票所入場券	法的な拘束はなし。	入場券にある男女表記の省略は可能だが、男女別統計を把握する必要があるため、特殊な記号(例:*)などを入場券に記載するなど現状の男女表記から変更することを検討している。				
11	建設部	住宅課	市営住宅入居予定者決定通知	市営住宅条例第7条第6項 石巻市営住宅条例施行規則第3条(様式第4号)	原則本人へ通知して完結するものであるが、受取者が不快に感じるという意見が多いのであれば施行規則の改正により対応も可と思われる。			
12			市営住宅入居許可書	市営住宅条例第9条第2項 石巻市営住宅条例施行規則第6条(様式第7号)				
13			特定公共賃貸住宅入居許可書兼同居承認書	石巻市特定公共賃貸住宅条例第9条第2項 石巻市特定公共賃貸住宅条例施行規則第8条(様式第9号)				
14			市営住宅同居承認通知	市営住宅条例第12条 石巻市営住宅条例施行規則第10条第2項(様式第13号)				
15			特定公共賃貸住宅同居承認書	石巻市特定公共賃貸住宅条例第22条 石巻市特定公共賃貸住宅条例施行規則第16条第2項(様式第19号)				
16			勤労者住宅同居承認書	石巻市勤労者住宅条例第19条 石巻市勤労者住宅条例施行規則第9条第2項(様式第10号)				
17			市営住宅入居承認承認書	市営住宅条例第12条 石巻市営住宅条例施行規則第10条第2項(様式第13号)				
18			勤労者住宅入居承認承認書	石巻市勤労者住宅条例第20条 石巻市勤労者住宅条例施行規則第10条第2項(様式第13号)				
19			収入額認定家賃月額通知書	市営住宅条例第14条第4項 石巻市営住宅条例施行規則第12条第2項(様式第15号)				
20			普通市営住宅収入超過認定家賃月額通知書	市営住宅条例第27条第1項 石巻市営住宅条例施行規則第12条第2項第1号(様式第16号)				
21			改良市営住宅収入超過認定家賃増賃料通知書	市営住宅条例第27条第2項 石巻市営住宅条例施行規則第12条第2項第2号(様式第17号)				
22			市営住宅高額所得認定家賃月額通知書	市営住宅条例第29条第1項 石巻市営住宅条例施行規則第12条第2項第3号(様式第18号)				
23			市営住宅収入額等認定更正等通知兼月額通知書	市営住宅条例第14条第5項並びに第27条第3項及び第29条第2項 石巻市営住宅条例施行規則第12条第4項(様式第20号)				
24	産業部	ニホンジカ対策室	捕獲隊の隊員であることを証する証明書		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(施行規則・施行令含む)に性別記載なし			
25			対象鳥獣捕獲等参加証明書	鳥獣による農林水産業等に被害を防止するための特別措置に関する法律 附則第3条第1項				
26	福祉部	福祉総務課	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 利用可否決定通知書	要綱により様式を定めているため (石巻市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱)	削除しても問題ないとする			
27			石巻市訪問理美容サービス事業 利用可否決定通知書	要綱により様式を定めているため (石巻市訪問理美容サービス事業実施要綱)				
28			ひとり暮らし老人等緊急通報システム利用可否決定通知書	要綱により様式を定めているため (石巻市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業実施要綱)				
29			被災者見守りシステム利用可否決定通知書	要綱により様式を定めているため (石巻市生きがいデバイス利用決定・却下・中止通知書)				
30	石巻市生きがいデバイス利用決定・却下・中止通知書	要綱により様式を定めているため (石巻市生きがいデバイス事業実施要綱)						
31	福祉部	障害福祉課	自立支援医療(精神通院医療)	異で発行している為、削除不可。	削除不可			
32			重・中度心身障害者医療費支給者証		性別記載削除可能			
33			自立支援医療受給者証(更生医療)					
34			自立支援医療受給者証(育成医療)					
35			障害支援区分認定証明書					
36			補装具費支給決定通知書	なし				
37			補装具費支給券					
38			補装具支給決定について					
39			日常生活用具給付決定通知書					
40			日常生活用具給付委託通知書					
41			日常生活用具給付券					
42			福祉部	保護課		診療依頼書	【福祉事務所一受給者一医療機関】 医療においては性別情報が欠かせないことから、性別記載を省略することはできない。 (「生活保護法による医療扶助運営要領について」で様式規定)	性別記載の削除をすべきではない。
43						医療券		
44	調剤券							
45	治療材料券	【福祉事務所一医療機関】 医療においては性別情報が欠かせないことから、性別記載を省略することはできない。(「生活保護法による医療扶助運営要領について」で様式規定)						
46	施術券							
47	受給証							
48	介護券	【福祉事務所一介護機関】 介護においては性別情報が欠かせないことから、性別記載を省略することはできない。 (「生活保護法による介護扶助の運営要領について」で様式規定)						
49	子育て支援課	特定者用定期乗車券購入証明書	様式の発行元がJRで、本市で様式を変更することは不可能なため。	-				
50	母子・父子家庭医療費助成 認定通知書	特になし		-				
51	子ども保育課	支給認定証	なし	性別記載削除可能				
52		入所・入園承諾通知書	なし	性別記載削除可能				
53		入所・入園保留通知書	なし	性別記載削除可能				
54	市民相談センター	受診券(施設入所者用)	要領の様式により氏名、生年月日、性別等の記載が定められており、省略することは不可能。 (児童福祉施設入所者等の医療費支給事務取扱要領)	削除不可				
55	虐待防止センター	配偶者からの暴力の被害者の来所相談に関する証明書	年金、医療保険等特例措置を受けるための証明書であり、それぞれ特例措置を受ける窓口である行政機関に提出することから氏名、生年月日、性別等は省略することはできない。 (厚生労働省通知 保国発第0227001号(H20. 2. 27) 年管管発0706号1号(H24. 7. 6)に様式記載)	特例措置を受けるための証明書であるため、性別記載についてはやむを得ないものとする。				
56	健康推進課	各種がん検診等受診票	性別により受診項目が異なるため省略は不可能 (がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針、健康増進法施行規則)					
57	健康推進課 (田代診療所)	普通診断書		患者からの希望があれば性別を省略して発行できる				
58	夜間急患センター	普通診断書		患者からの希望があれば性別を省略して発行できる				
59	健康部	保険年金課	後期高齢者医療被保険者証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (高齢者の医療の確保に関する法律)				
60			子ども医療費助成受給者証	条例で証の様式を定めており、保険証との整合性を保つためには省略しない方がよい。 (石巻市子ども医療費の助成に関する条例)				
61			国民健康保険限度額適用認定証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (国民健康保険法)				
62			国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (国民健康保険法)				
63			特定疾病療養受療証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (国民健康保険法)				
64			特定健康診査・健康診査受診票	受診結果の判定基準が男女で異なる項目があるため性別の記載は必須。 (高齢者の医療の確保に関する法律等)	(結果通知は各健診団体名で作成、発送)			
65			国民健康保険被保険者証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (国民健康保険法)				
66	国民健康保険高齢受給者証	法的に氏名、生年月日、性別、住所が必須なため省略することは不可能。 (国民健康保険法)						
67	健康部	介護保険課	障害者控除対象者認定書		確定申告等に使用するものであり、性別記載削除の可否は提出先に確認の必要あり。			
68			介護保険被保険者証	法的に氏名、性別、住所、等が必須なため省略することはできない。(介護保険法施行細則)				
69			介護保険料納入通知書		住所、氏名、生年月日は記載されるため、性別の削除は可能と考える。			
70			介護保険負担割合証	被保険者が介護サービスを受ける際に事業所が確認する。 事業所が国保連合会に請求を行う際、国保連にて性別についても突合を行う。	国民健康保険連合会へ請求時の突合に必要とされるため性別の記載は必要と考える。			
71			介護保険負担限度額認定証	被保険者が介護サービスを受ける際に事業所が確認する。 事業所が国保連合会に請求を行う際、国保連にて性別についても突合を行う。	国民健康保険連合会へ請求時の突合に必要とされるため性別の記載は必要と考える。			
72			社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	被保険者が介護サービスを受ける際に事業所が確認する。 事業所が国保連合会に請求を行う際、国保連にて性別についても突合を行う。	国民健康保険連合会へ請求時の突合に必要とされるため性別の記載は必要と考える。			
73			特定負担限度額認定証	被保険者が介護サービスを受ける際に事業所が確認する。 事業所が国保連合会に請求を行う際、国保連にて性別についても突合を行う。	国民健康保険連合会へ請求時の突合に必要とされるため性別の記載は必要と考える。			
74			介護保険利用者負担軽減額・免除認定証	被保険者が介護サービスを受ける際に事業所が確認する。 事業所が国保連合会に請求を行う際、国保連にて性別についても突合を行う。	国民健康保険連合会へ請求時の突合に必要とされるため性別の記載は必要と考える。			
75			訪問指導可否決定通知		添付される高齢者実態把握票にて性別の確認はできるため性別削除は可能と考える。			
76			短期集中機能訓練訪問指導適否決定通知		添付される高齢者実態把握票にて性別の確認はできるため性別削除は可能と考える。			